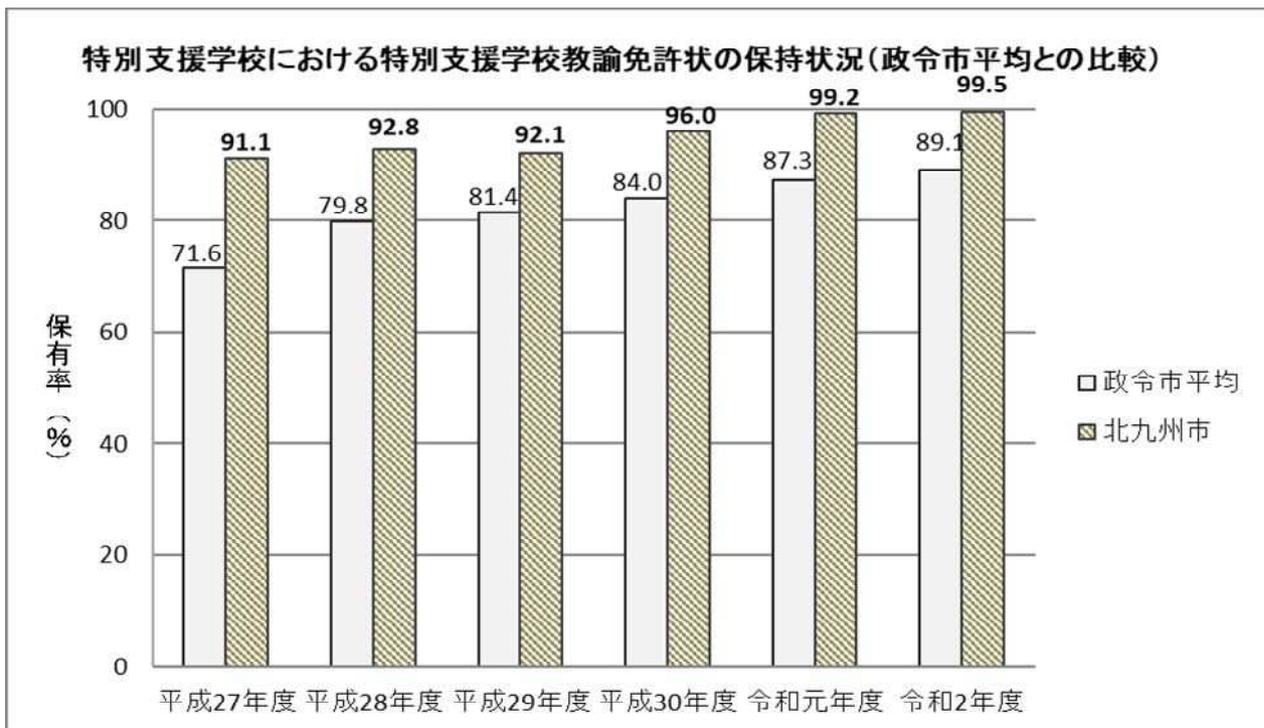
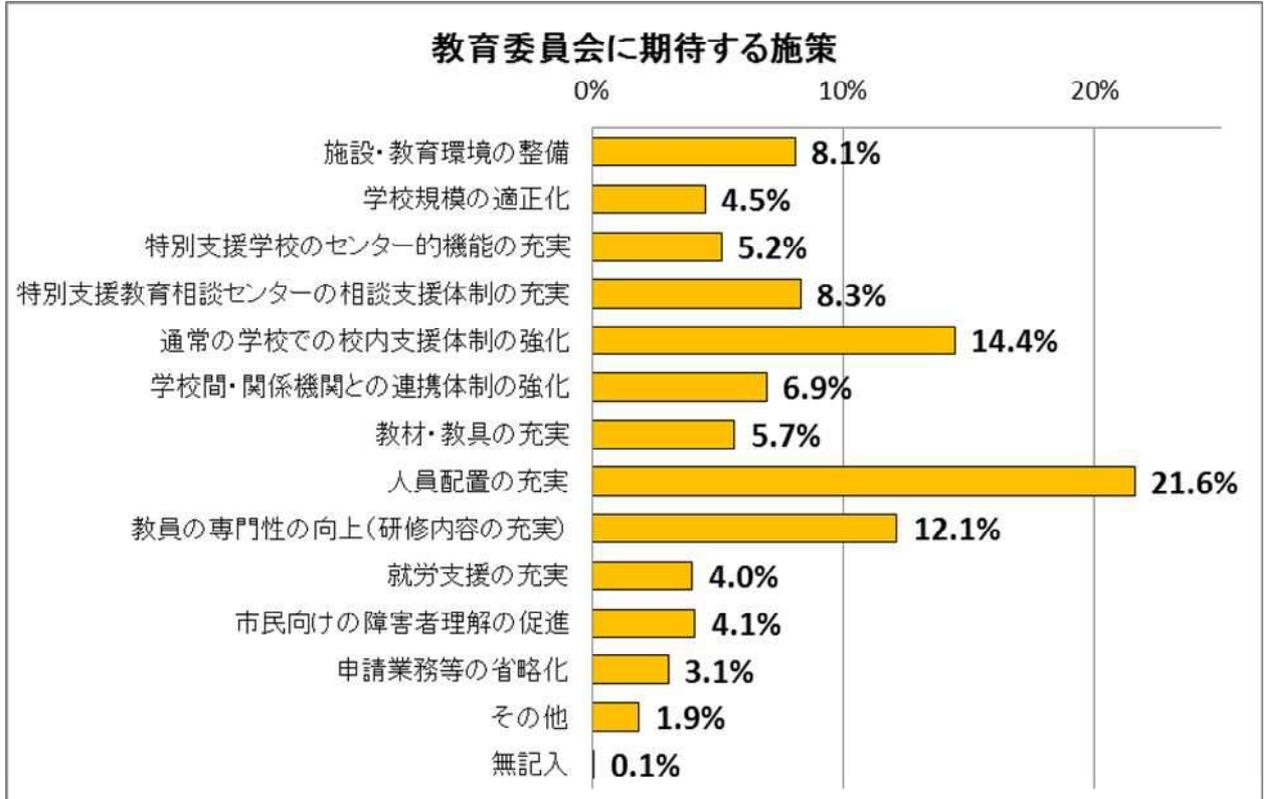


3. 教員の専門性の向上、外部人材等の活用（専門性確保の在り方等）

主な重点項目	状況
<p>(1) 教職員の指導力及び専門性の向上</p> <p>(2) 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター等への研修の充実</p> <p>(3) 専門性の継承、中核教員の育成</p> <p>(4) 外部人材等の配置・活用、多面的な支援の充実</p>	<p>文部科学省が平成24年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」においては、知的発達遅延はないが、発達障害の可能性のある児童生徒が通常の学級に6.5%ほど在籍している可能性があるとの結果が出ています。</p> <p>つまり、特別支援教育について考える場合には、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が、通常の学級に存在していることを念頭において、教職員一人一人が意識を高め、その子どもたちが感じている課題を十分に把握して、改善に向けて一緒に努力していく姿勢をもつことが大切です。</p> <p>また、本市の教員（講師を除く。）のうち、その約半数を40代以上の教員が占めています。若手の教員は増えているものの、教科指導等において豊富な経験と有効な支援手法等を身に付けた教員が、近い将来、大量に退職することが見込まれています。</p> <p>引き続き優秀な人材を確保すること、専門性や指導力に長けた教員のノウハウを若い教員に継承していくこと、そして各校・園における特別支援教育の中核となる教員を育成することが喫緊の課題となっています。</p> <p>障害の重度・重複化や多様化等に伴い、多面的な視点に基づく指導・支援が求められるケースもあることから、理学療法士、臨床心理士、公認心理士、言語聴覚士、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士等の専門家との連携体制の強化や看護師などの専門職の配置・活用も欠かせません。</p> <p>また、いわゆる気になる子どもたちへの効果的な指導・支援を実施するためには、学習支援員、</p>

介助員などの人材の活用等についても引き続き充実させていく必要があります。

【「北九州市の特別支援教育に関する調査（保護者向け）」：教育委員会に期待する施策】



<目指す方向性>

(1) - 1 : 教職員全体の特別支援教育の理解促進

令和3年1月に中央教育審議会から「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）」が出され、特別支援教育を担う教師の専門性について、全ての教師に求められるものとして、「障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要である。」ことが示されました。

こうした観点に基づき、特別支援教育が特別な学びの場（特別支援学校や特別支援学級、通級による指導）のみならず、全ての学校において実施されるものであることや、特別支援教育について学ぶことが障害の有無に関わらず、通常の学級のよりよい運営にも寄与すること等について、研修等を通じて全ての教職員（学校事務職員や会計年度任用職員等も含む。）に対して改めて周知し、特別支援教育に対する理解の一層の促進を図ります。

(1) - 2 : 特別支援学級、特別支援学校等の教員に求められる専門性の向上

前述の答申では、下記のとおり特別支援学級、通級による指導を担当する教員及び特別支援学校の教員に求められる資質・専門性についても示されており、研修等を通じて、これらの習得及び専門性の向上に努めます。

また、特別支援教育の視点に立つ実践等については、全ての教員が理解できるように、できる限り平易な言葉で説明するなど工夫が必要です。

① 特別支援学級、通級による指導を担当する教員に求められる専門性

通常の教育課程における学習指導を基盤として、実際に指導に当たる上で必要となる特別な教育課程の編成の考え方や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性に応じた個別の指導や配慮のノウハウ、自立活動を計画し実践する力、障害のある児童生徒の保護者との連携、関係者間との連絡調整等に関する専門性。

② 特別支援学校の教員に求められる専門性

小・中・高等学校の教育に準ずるとともに、特別支援学校学習指導要領の趣旨に基づいて、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等について校内組織を機能させて多面的に把握するとともに、このことを各教科等や自立活動の指導等に生かすための幅広い知識・技能の習得や、学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる専門性。

(2) - 1 : 各種研修に様々な人材が参加できる体制づくり

教育委員会が実施する研修について、私立幼稚園や保育所・認定こども園の教職員や関係局の職員等が可能な限り参加できるよう配慮します。

また、多様化する相談内容等に対応するためには、子ども家庭局や保健福

祉局などの関係局が実施する事業や取組等に関する知識も必要であることから、これらの局が実施する研修にも教職員が可能な限り参加できるよう、関係局と調整を図ります。

(2) - 2 : 研修プログラムの充実及び研修機会の確保

教育センター等が実施する研修計画や内容を、前述の中央教育審議会（答申）及び同答申と同月に報告された「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」を踏まえて、一層充実させるとともに、経験年数や役職に応じた研修の企画、特別支援教育分野での経験が豊富かつ有効な支援手法等を身に付けた教員と若手教員がペアになって行うグループ研修など、様々な方法を導入して研修を充実していきます。

また、高い専門性が必要となる事例にも適切に対応できるよう、大学等の専門機関との連携による研修プログラムの策定についても検討していきます。

(3) - 1 : 中核教員の育成、専門性の確保等

特別支援教育の専門性向上や情報共有の観点から、小・中学校と特別支援学校間の人事異動、並びに特別支援学級及び通級指導教室の担任の育成を引き続き行います。また、今後とも免許法認定講習を開設し、現職教員の特別支援学校教諭免許の取得を支援していきます。

各校・園に設置した校内支援委員会を有効に活用し、研修や実践等を通じて得られたノウハウの蓄積・共有に努めます。

特に、特別支援教育分野での経験が豊富で、有効な支援方法を身に付けた教員がこれまでに培ってきたノウハウ等を、近隣の教員に伝承するための取組として、グループ研修を実施することで、中核教員の育成、専門性の確保及び一貫性のある支援の継続につなげていきます。

(3) - 2 : 専門性の高い教員の確保

特別支援教育の重要性を鑑み、本市の教員採用試験において特別支援学校教諭免許状を保有する者を対象とした特別支援学校枠を設定するなどの工夫をしています。

特別支援教育を必要とする子どもたちは今後も増加が見込まれることから、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室を担当する教員についても、特別支援学校教諭免許状を保有する者を配置することが望ましいため、令和3年3月に中央教育審議会に諮問された「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」の審議の動向等も踏まえ、引き続き専門性の高い教員の確保に努めます。

(4) - 1 : 外部専門家等の派遣

現在、特別支援学校や特別支援学級等の要請に基づき、必要に応じて理学

療法士、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士等の外部専門家を派遣し、教職員が専門的な指導・助言を得るための事業を実施しています。

また、通常の学級には、特別支援学校のセンター的機能の活用を促進するために、作業療法士と連携した支援体制を拡充しています。

今後も外部専門家等を派遣する事業を継続し、教職員が適切な指導・助言を得ながら、専門性を高めていくことができるようにします。

(4) - 2 : 教育的ニーズに応じた人材等の確保・活用

学習支援員や介助員、医療的ケアに携わる看護師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールヘルパー等を引き続き配置（派遣）・活用し、一人一人の子どもの教育的ニーズに応じた適切な支援に努めます。

(4) - 3 : 地域の教育資源の組合せによる多面的な支援の充実

諸課題に対して、校内での解決が困難なケースに対しては、例えば中学校区の学校の特別支援教育コーディネーターや教職員同士が連携して対応に当たる、あるいは特別支援学校のセンター的機能を活用しながら対応するといった「域内の教育資源の組合せ（スクール・クラスター）」についても有効であると考えます。

こうした連携が図られるよう、小・中一貫・連携教育の取組の中で情報交換する仕組みづくりを構築するなど、多面的な指導・支援体制の充実に努めていきます。

(4) - 4 : 私立幼稚園に対する支援

北九州市の幼児期における特別支援教育の充実を図るため、私立幼稚園が特別な教育的支援を必要とする園児を積極的に受け入れた場合の支援の充実を図り、私立幼稚園における受入れの促進につなげます。

また、（仮称）幼児教育センターを設置し、特別な教育的支援を必要とする園児を受け入れる幼稚園等を支援する体制を構築していきます。

(4) - 5 : 就学前期の指導・支援の充実

特別支援教育相談センターに配置している早期支援コーディネーターは、幼稚園、保育所、認定こども園からの要請に応じた指導・支援を実施します。

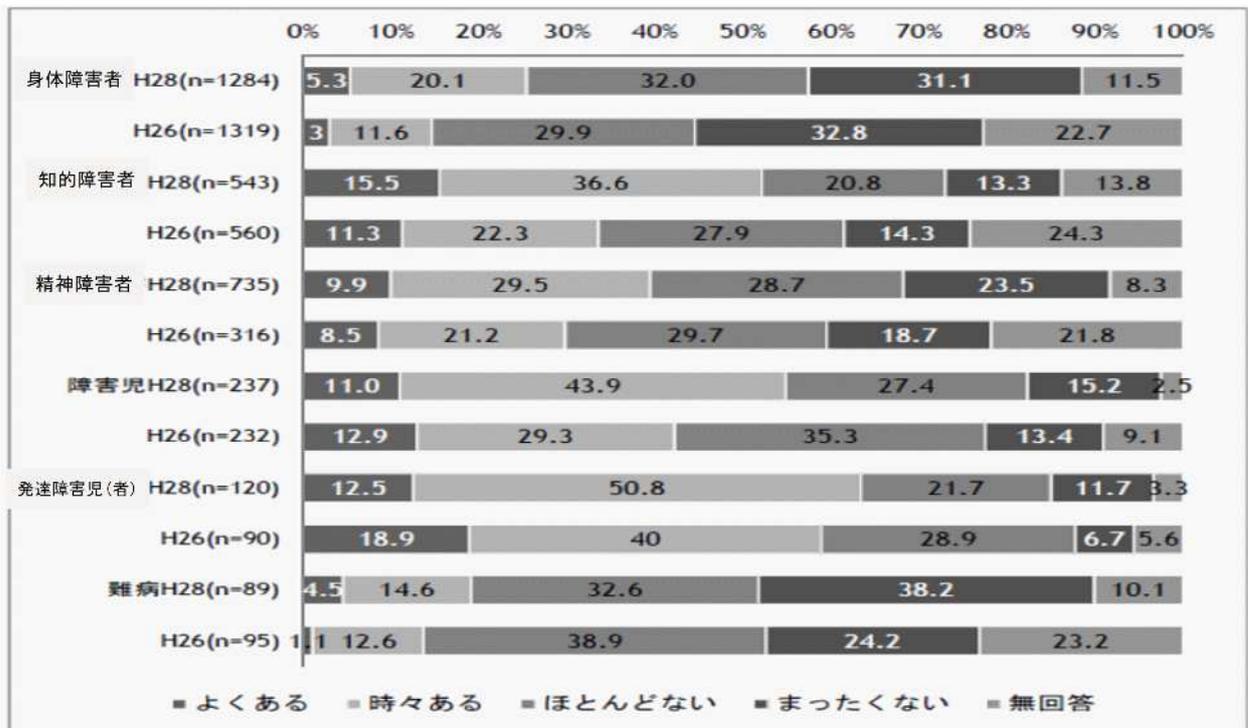
学習面や生活面で課題を感じる就学前期の子どもや保護者が安心して小学校に入学し、適切な指導・支援を切れ目なく受けることができるよう、引き続き取組を推進していきます。（仮称）幼児教育センターが設置されて以降は、当センターとの連携により各種相談に対して速やかに対応できるよう、相談支援体制の一層の充実を図ります。

4. 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等）

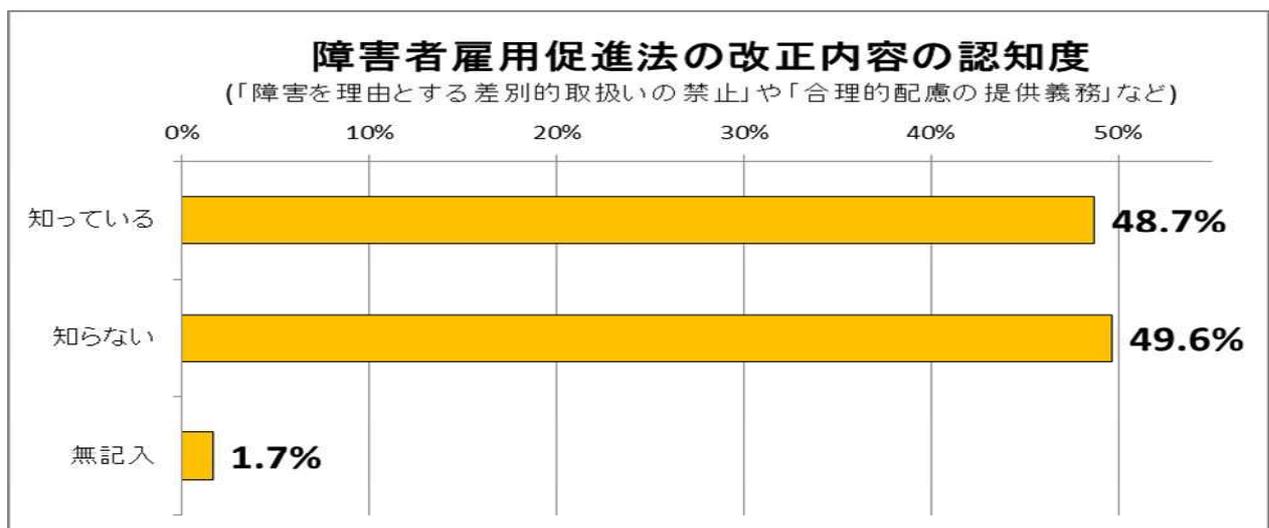
主な重点項目	状況
<p>(1) 特別支援教育の理解促進 （市民や関係機関、教職員、子どもたちへの情報提供）</p> <p>(2) 特別支援学校や特別支援学級の活動紹介</p> <p>(3) 「交流及び共同学習」の推進</p> <p>(4) 市民や企業の協力を踏まえた教材・教具・作品づくりなど</p>	<p>障害の中には発達障害のように、外見では判断が付きにくい場合があります。そうした場合には、教職員や周囲の最初の気付きと早い段階から適切な支援や配慮を行っていくことが極めて重要です。保健福祉局が実施した「平成28年度 北九州市障害児・者等実態調査」においても、発達障害児（者）の約6割が日常生活の中で障害を理由とした差別等を経験しているとのデータがあります。</p> <p>障害のない子どもたちや地域の方々が障害特性や適切な支援の在り方を正しく理解し、「地域で暮らす仲間」として接することにより、個別の配慮を必要とする方が地域で生活する上での不安や、災害時の混乱等を最小限に食い止めることが可能になると考えます。</p> <p>リーフレットや広報誌等による理解の促進も大事ですが、「参加型」の障害者理解の機会を増やしていくことやオリンピック・パラリンピック教育の成果を生かした活動を行うことも有効です。</p> <p>企業に対する障害者理解の促進を積極的に行うことも、障害等により個別の配慮を必要とする子どもが将来、地域の一員として自立して暮らしていくためには必要です。</p> <p>ただ、教育委員会が実施した企業向けのアンケート調査で、障害者雇用促進法の改正内容等の認知度や軽度の知的障害の生徒に対して就労に向けた教育を行う特別支援学校「北九州中央高等学園」の認知度が50%程度という結果が出ています。</p> <p>企業に対する本市の障害者施策等についての情報提供の在り方の見直しや実習先や就労先の新規企業開拓の推進など、一層の充実を図ることも必要です。</p>

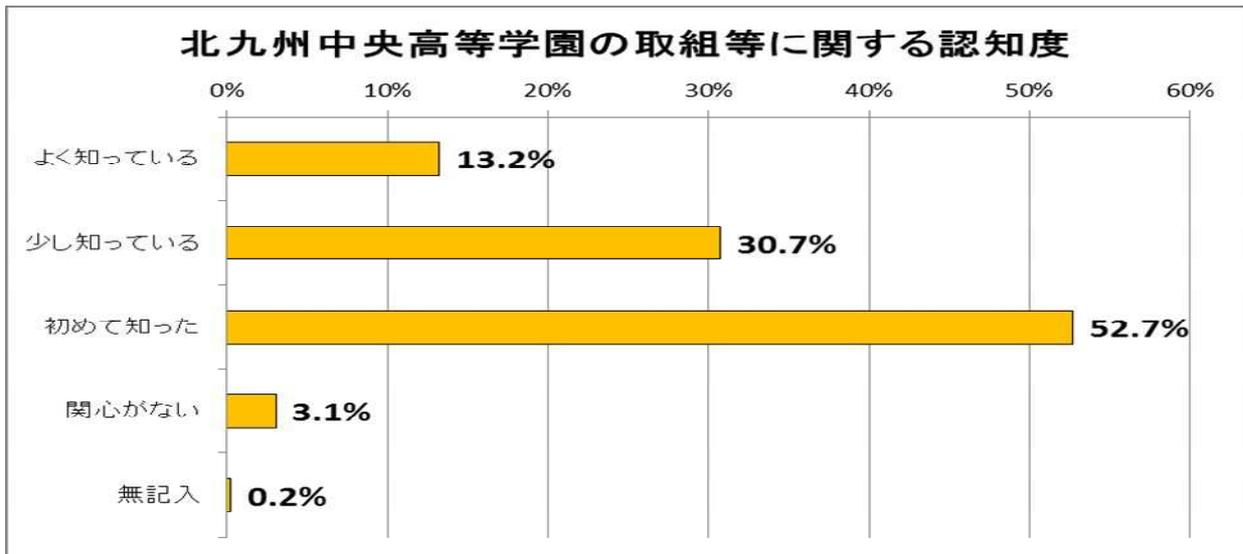
【「平成28年度 北九州市障害児・者等実態調査」：差別を受けた経験】

これまでの日常生活の中で障害を理由として差別や人権侵害などに合った経験（「よくある」と「時々ある」の合計割合）についてみると、発達障害児（者）（63.3%）が最も高く、次いで障害児（54.9%）、知的障害者（52.1%）、精神障害者（39.4%）の順となっている。



【「北九州市の特別支援教育に関する調査（企業向け）」：障害者雇用促進法の改正内容の認知度】





<目指す方向性>

（１）－１：人権意識の向上

子どもたちや教職員等の人権意識の向上につなげるため、本市独自の人権教育教材集「新版 いのち」、「北九州子どもつながりプログラム」等を通じた障害者理解の促進を図っていきます。また、学校のみならず、家庭教育学級や生涯学習市民講座等の場面においても、人権意識の向上に向けた取り組みを進めていきます。

また、障害のある子どもの権利を守るためには、周囲の人権意識の向上が必要なことは勿論ですが、障害のある子どもが自ら苦手なことや必要な支援を意思表示できるような経験や態度の育成も必要です。このようなセルフアドボカシー（自己権利擁護）の支援についても促進を図ることが必要です。

（１）－２：個別の配慮を必要とする子どもたちを地域で支える意識の向上

本市は、保護者や地域の諸団体のご協力の下、教育活動の充実を図っています。地域の教育的資源を活用した取組を行うことで、市民の間での障害者理解が進むとともに、障害等による個別の配慮を必要とする子どもたちを「地域の一員」として支えていく意識の向上につなげることができます。

また、子どもにとっても、地域ボランティアと幼少期から関わることで、将来自立した社会生活を送る際に、安心して地域で生活していくための基盤になるものと期待されます。

今後も地域とのつながりを大切にしながら、障害のある子どもが地域で生活しやすいことが、障害のない人にとっても生活しやすいという認識を深めることにより、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備に努めます。

(1) - 3 : 就労支援等の充実

障害者の就労支援を担当する保健福祉局の北九州障害者しごとサポートセンター等とも連携して、本市の特別支援教育や障害者施策、障害者雇用に当たってのサポート体制などに係る情報提供を行うとともに、就労支援コーディネーターや就労支援アドバイザーによる実習先や就労先の新規企業開拓を積極的に行います。

(2) - 1 : 特別支援教育に対する理解の促進

特別支援学校や特別支援学級では、地域への学校開放、喫茶コーナーの開設（北九州中央高等学園で随時実施中）、バザー、製品販売会、「特別支援学校・特別支援学級合同作品展」、「風船バレーボール大会」をはじめとする障害者スポーツの実施などの理解・啓発につながる活動を行っています。

これらの機会をとらえて特別支援学校等における教育活動を知る機会を増やすことは、特別支援教育の意義や役割等についての理解を促進する上で大変有効であると考えます。

この他にも、ホームページ等を積極的に活用して市民や関係機関等に最新の情報を分かりやすく提供するなど、本市の特別支援教育に対する理解の浸透につなげます。

(2) - 2 : 子どもたちの頑張る姿を社会にPRする機会の確保

教育的ニーズのある子どもの中には、自分の気持ちや思いを個性豊かな作品や芸術活動・スポーツ活動等を通じて表現する子どもがいます。障害により、思い通りに体を動かしたり、表現したりすることが困難な場合であっても、発表の機会や他者とコミュニケーションを図る場面や手段を多様に設定することは、教育的ニーズのある子どもの主体的な態度を引き出すとともに自己肯定感を高める上で大変有効であると考えています。

そのため、本人・保護者の意思も尊重した上で、教育的ニーズのある子どもたちの活動を市民に発表する機会を設けるなど、障害者理解の促進と他者との交流の機会の創出を図ります。

(3) - 1 : 「交流及び共同学習」の充実

障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは様々な年齢層の地域の方々との「交流及び共同学習」の機会を早期から組織的・計画的・継続的に設けて、相互理解・障害者理解の一層の促進につなげていきます。

また、子どもたちが一緒にスポーツを楽しむような場面では、障害の状態や環境等を十分に踏まえながら子ども同士で話し合い、ルールや用具などの変更調整に取り組む機会を意図的に設けるなど、子どもたちが共生社会の在り方や障害者理解などについて主体的に考える機会に結び付けていきます。

(4) - 1 : 市民や企業との協働による教材・教具・作品の作成

特別支援教育においては、様々な教材・教具を扱いますが、その子どもの状態に応じて教職員が手作りすることも少なくありません。

地域の中には、木工や手芸などが得意な方もたくさんおられるので、市民センターのサークルや広報活動等を通じて教材・教具の作成などへの参加を呼びかけ、市民の皆さんに特別支援教育に対する理解を体験的に深めていただけるよう、積極的に機会を設定していきます。

5. 施設・設備面の整備（多様な学びの場の整備の在り方等）

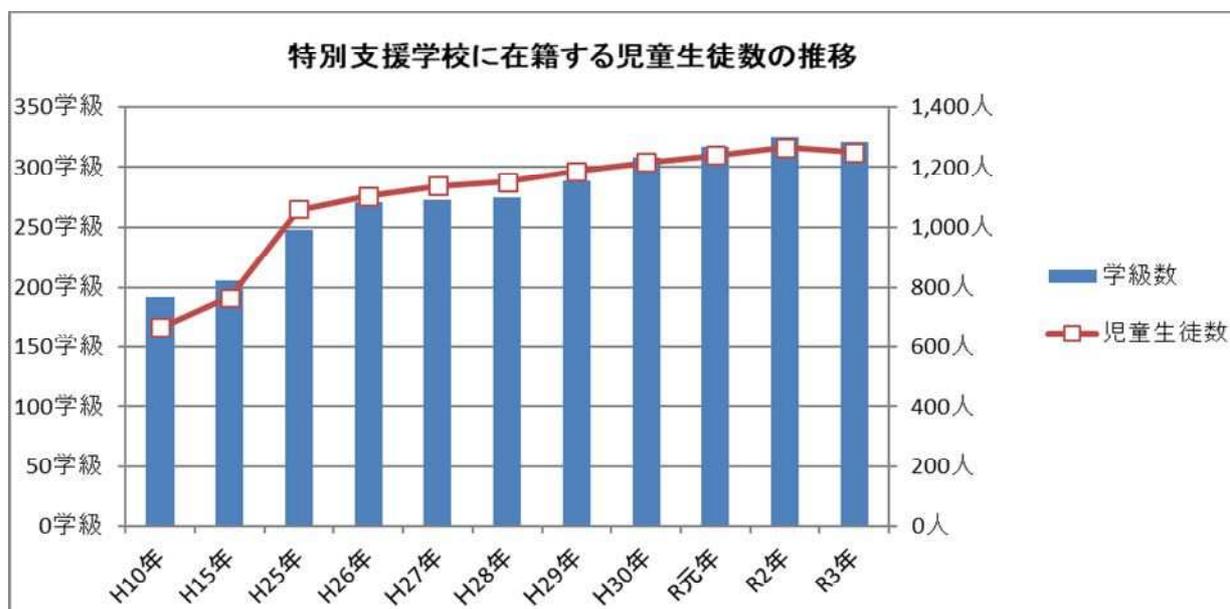
主な重点項目	状況
<p>(1) 教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備</p> <p>(2) 特別支援教育の対象者数の増加等への対応</p>	<p>少子化に伴い、我が国の義務教育段階の子どもの数は毎年5～9万人ほど減少していますが、特別支援教育の対象となる子どもの数は毎年3万人ほど増加しています（この傾向は本市でも同様に、義務教育段階の子どもの数が毎年500～700人ほど減少しているのに対し、特別支援教育の対象となる子どもの数は毎年70～200人ほど増加しています）。</p> <p>本市では、特に学校における知的障害のある子どもの在籍者数が増加の傾向にあり、知的障害を対象とする特別支援学校の過密化が課題となっています。また、子どもたちの障害の状態像や教育的ニーズの多様化についても顕著となっているため、それらに対応できる体制づくりにも取り組む必要があります。</p> <p>平成28年4月の門司総合特別支援学校及び小倉総合特別支援学校の開校により、東部地域の知的障害及び病弱の特別支援学校については一定の改善が図られました。さらに、小倉北特別支援学校と北九州中央高等学園の移転・併置による建替えについても、令和3年3月に基本計画を策定し、整備が動き始めました。</p> <p>西部地域では、増加傾向が続く知的障害のある児童生徒の受入れに向けた対応に関して、小池特別支援学校の改築や八幡特別支援学校の一部普通教室への改修により一定の改善が図られる見込みです。</p> <p>一方、医療的ケアが必要な子どもの数が増えている西部地域の肢体不自由特別支援学校については、近隣の医療機関までの距離が離れているなど、緊急時の体制等について改善を求める意見もあります。</p>

特別支援学校配置図(R4年4月)



【特別支援学校の在籍者数の推移】

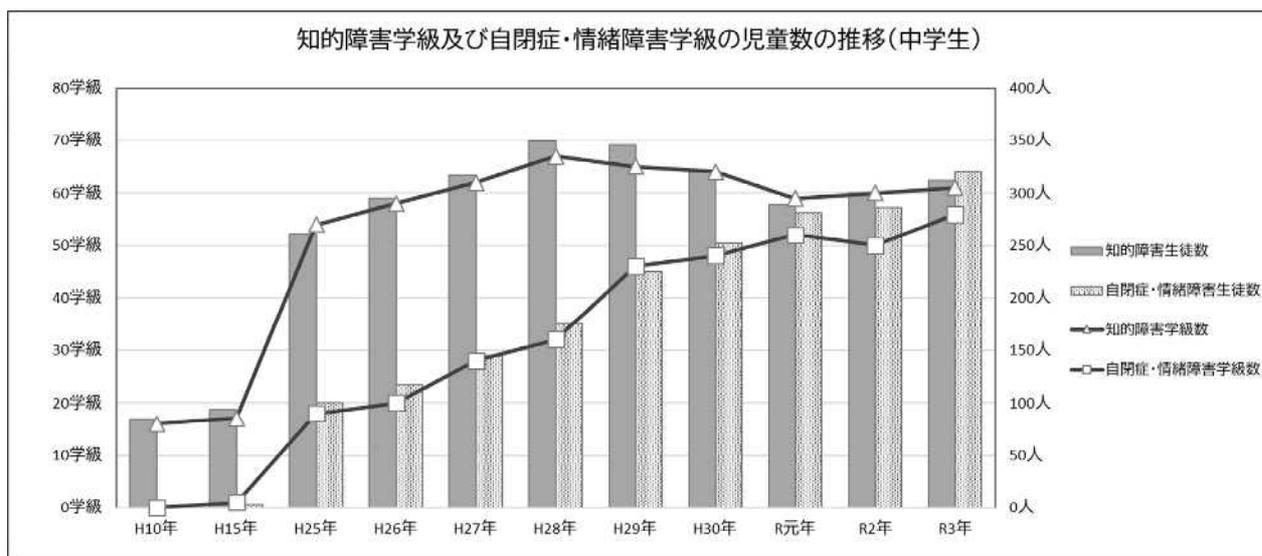
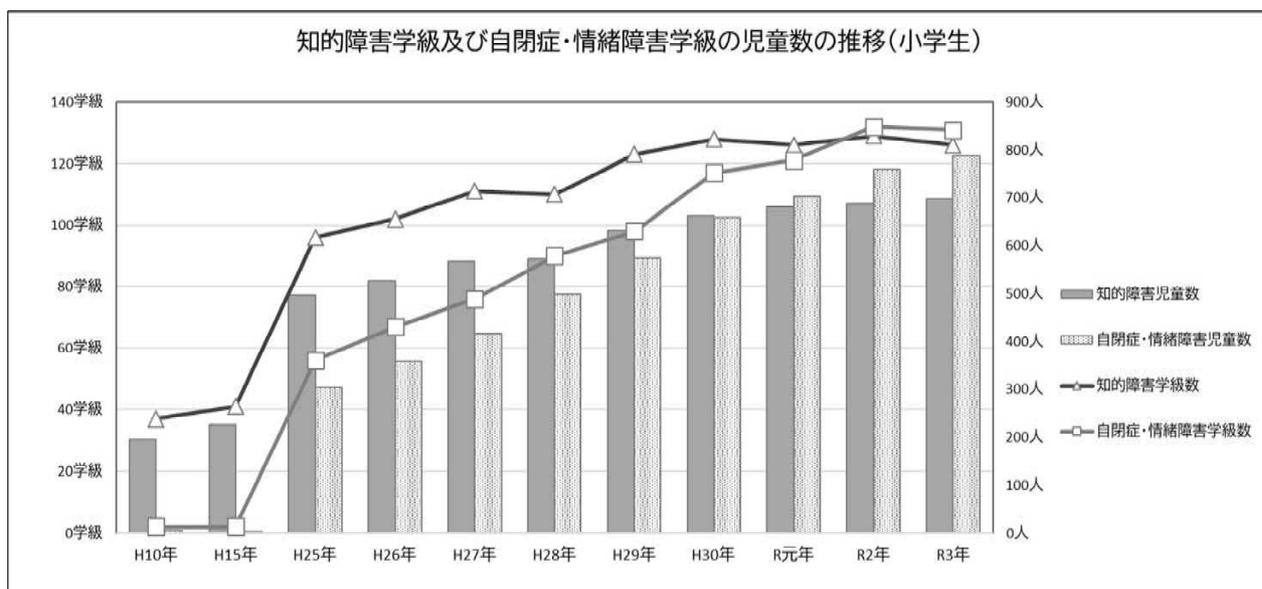
	H10	H15	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
学級数	192	206	248	271	273	275	289	308	317	323	321
児童生徒数	666	765	1,059	1,105	1,137	1,152	1,186	1,216	1,240	1,256	1,249

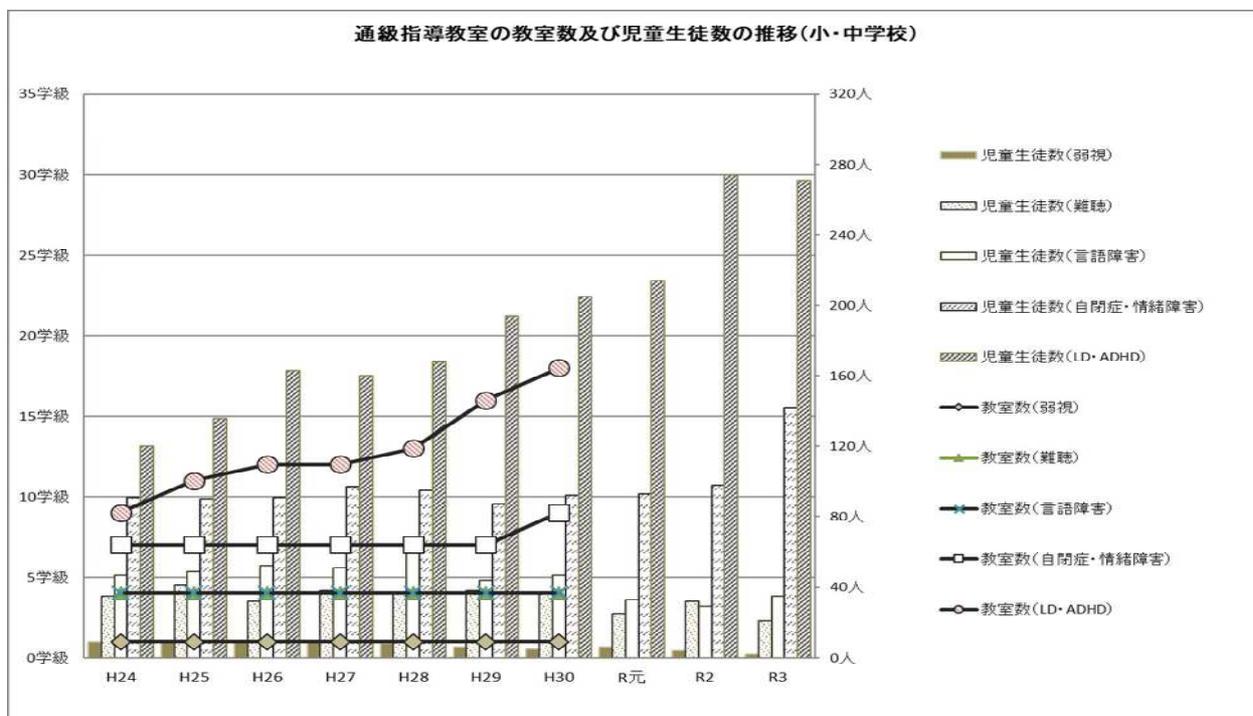


(教育委員会調べ)

【障害のある児童生徒の増加等に伴う特別支援学校の施設・設備面の課題】

課 題	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害の児童生徒の増加傾向への対応 ・ 在籍者数の増加に伴う教室やスクールバス台数、駐車場の確保 ・ 運動能力のある知的障害のある子どもの運動量に適した運動場の整備 ・ 職業需要の変化に柔軟に対応するための作業学習の新たな種目の導入と教室の用途変更 ・ 病弱の児童生徒受入れのための環境整備 ・ 医療的ケアを必要とする重度・重複障害のある児童生徒増加への対応 	





※特別支援教室は、原則として、全ての障害種に対応するため、導入が始まった令和元年度から児童生徒数のみの数値とした。

(教育委員会調べ)

<目指す方向性>

(1) - 1 : 施設・設備面の整備

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導あるいは通常の学級での学習環境については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正、並びに文部科学省から示されている「学校施設整備指針」及び「特別支援学校設置基準」等も踏まえて、引き続き整備を図っていきます。

また、学校は教育を行う施設であると同時に、選挙時には投票所、災害時には避難所など、地域生活に直結した様々な役割を果たす場でもあることから、学校施設の改修等の際などには、建物の構造的に可能な範囲で、その学校で学ぶ子どもたちはもちろん、市民も安全かつ快適に利用できる学校施設・設備の整備に努めます。

<具体例>

- ・ 学校新設時等のバリアフリー対策 (エレベーターの設置など)
- ・ スロープや階段手すりの設置

(1) - 2 : 教育環境の整備

教育的ニーズがある子どもたちへの支援に当たり、タブレット端末をはじめとする種々のICT機器等の支援ツールの活用が期待されています。GIGAスクール構想による1人1台端末の整備を踏まえて、子どもの実態や状況、社会の要請等に応じた教育環境の整備について引き続き取り組んでいきます。

(2) - 1 : 特別支援学級の設置

- ① 知的障害のある子どもたちが公共交通機関を利用して他校に通学することが困難である状況等を踏まえ、知的障害特別支援学級の設置を必要に応じて適切に進めていきます。
- ② 自閉症・情緒障害の特別支援学級に在籍する子どもたちは、知的な遅れがないことから、自立活動以外の学習は通常の学級の教育課程に基づいて行っています。
必要に応じた適切な設置を進めていくとともに、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒の支援については、通級による指導の整備（特別支援教室への移行）に伴う学びの場の検討とともに、校内の支援体制による個別の支援や支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置（派遣）・活用により十分に配慮するようにします。
- ③ 前項の他、学校教育法第八十一条に示される障害種に対応するための特別支援学級の設置については、個々の障害の状況や教育的ニーズ等を十分に考慮するとともに、地域の学校の設備や近隣の状況、今後のニーズ等を多面的に把握した上で、全市的かつ中長期的な視野から個別に検討します。

(2) - 2 : 通級指導教室の設置

通級指導教室の設置については、通級指導設置校に通うことなく、在籍校において特別な指導を受けることができる「特別支援教室」の導入を計画的に進め、子どもたちが学習・生活の場面で感じる不安や悩みの解消に結び付けていきます。

(2) - 3 : 特別支援学校の再編整備

- ① 特別支援学校の再編整備を検討する際には、新築・移転、現地建替えや学校の統合等によって使われなくなる校舎等の有効活用など、「特別支援学校設置基準」を踏まえて、子どもたちが通学しやすく、学びやすく、快適な特別支援学校の整備に努めます。
- ② 今後の特別支援学校の環境整備は、これまで実施した再編整備によって得られた効果等も十分に生かした形で検討を行います。
その際には、知的障害特別支援学校の大規模化の解消を視野に入れながら、余裕教室の確保、スクールバスの運行を含めた通学の利便性、医療機関との連携の取りやすさなどを十分に考慮します。

③ また、特別支援学校の生徒が学校を卒業した後に、自立した社会生活を送れるように育成していくことは極めて重要です。

そこで、北九州中央高等学園の移転・建替えに当たっては、全市的な職業教育の充実が図られるよう十分に考慮します。

改訂版「北九州市特別支援教育推進プラン」の概要

太字・下線の項目は新規記載項目

見直しの要素

- ◆ プラン策定後の中央教育審議会の答申や特別支援教育関連計画の改訂内容の反映
- ◆ GIGAスクール構想に伴う1人1台端末の整備によるICTの利活用
- ◆ 医療的ケア児支援法の施行による医療的ケア児やその保護者への支援体制
- ◆ SDGsと特別支援教育の関係 など

ニーズ・期待

「北九州市特別支援教育推進プランに係る懇話会」

- ・ 関係部局との連携
- ・ ICTの活用
- ・ 教員の専門性
- ・ 連続した支援
- ・ 相談体制等
- ・ 早期支援・早期相談
- ・ 就労支援 など

【プランの位置付け、趣旨及び期間】

- ・ 平成29年度作成から5年を経過し、新たな課題を踏まえた特別支援教育の方向性を示す。
- ・ 課題等を改善していくためのプランを策定。
- ・ 「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」で示した方向性や目標をより具体化。

「5つの視点」及びそれらを踏まえた取組内容

1. 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実

- 研修体制や関係機関との連携の強化
- ICT機器等の活用による指導・支援の推進
- 医療的ケア児支援の体制整備
- 就労支援の充実、福祉等との連携
- 作業学習プログラムの充実 など

2. 相談支援体制の整備

- 本人・保護者の同意に基づいた検査内容や相談内容の共有
- 分かりやすい相談窓口の提示
- 早期支援の充実 など

3. 教員の専門性の向上、外部人材等の活用

- 教職員全体の特別支援教育の理解促進
- 特別支援学級、特別支援学校等の教員に求められる専門性の向上
- 地域の教育資源の組合せによる多面的な支援の充実
- 就学前期の指導・支援の充実 など

4. 障害者理解の促進

- 人権意識の向上
- 子どもたちの頑張る姿を社会にPRする機会の確保
- 市民との協働による教材・教具の作成 など

5. 施設・設備面の整備

- 施設・設備面の整備
- 特別支援学級の設置
- 特別支援学校の再編整備 など

目指す方向性

互いの人格や多様性、個性の尊重
 可能性を生かす・引き出す教育
 環境の整備
 障害者理解の促進
 共生社会の形成

「わかる」「できる」喜び
 ↓ 子どもたちの「生きる力」